放送コンテンツの適正な製作取引の推進に関する検証・検討会議(第 15 回) 放送コンテンツ適正製作取引推進ワーキンググループ(第 12 回) 合同会合 議事概要

- 1. 日 時:令和2年7月28日(火)10時30分~11時30分
- 2. 場 所: Web 会議

3. 出席者

<検証・検討会議構成員>

舟田座長、新美座長代理、上杉構成員、内山構成員、音構成員、酒井構成員、長谷河構成員

<検証・検討会議オブザーバ>

公正取引委員会企業取引課、文化庁著作権課、経済産業省コンテンツ産業課、中小企業庁取引課、 放送コンテンツ適正取引推進協議会事務局(全日本テレビ番組製作社連盟及び日本民間放送連盟)

<ワーキンググループ構成員等>

舟田主任 (兼任)、内山構成員 (兼任)、音構成員 (兼任)、池田構成員 (テレビ東京)、江口専任部長 (NHK)、遠藤構成員 (全国地域映像団体協議会)、長部構成員 (フジテレビ)、後藤構成員 (日本テレビ)、笹平構成員 (日本動画協会)、髙畠構成員 (TBS)、告坂構成員 (日本動画協会)、松尾構成員 (日本民間放送連盟)、松村構成員 (全日本テレビ番組製作社連盟)、松本構成員 (NHK)、山口構成員 (衛星放送協会)

<総務省>

秋本情報流通行政局長、湯本大臣官房審議官(情報流通行政局担当)、犬童情報流通行政局総務課長、三島情報流通行政局情報通信作品振興課長、市川情報流通行政局情報通信作品振興課課長補 佐

4. 議事

(1) 事務局より、資料1~資料6に基づき、ガイドライン改訂について説明が行われた。

5. 構成員等からの主な意見

(ガイドライン改訂内容について)

- 現時点では非常にいい内容になっているがまだ詰めていくべきことはある。ガイドライン改訂後、いかに実効あるものとするか、適用・施行するためのシステムをどうするかを関係者で議論していくことが必要である。
- 契約で書き切れることというのは実務的に限界があり、取引関係上の優位性はなかなか 簡単には解消されないため、その優位性を完全に払拭するということではなく、当事者 間において、ガイドライン改訂によって、通常意識すべきだがそうしてこなかった部分 をお互いが意識し合うということが重要である。
- ガイドラインの適用範囲を広げ、製作会社間の製作取引も対象としている点は一つの大きな進歩だと思われる。究極は個人クリエーターや個人事業主等も含め、そこまで共通の認識と商慣習とルールを浸透させるということが今後の運用で必要になってくる。

- メディア環境の変化する中で、ガイドラインを基にした形での関係者のより良い議論を 経て次に進めていくことが非常に重要であり、また、ガイドラインをつくることが目的 ではなく、ガイドラインをどのように生かしていくかが大事だと認識している。
- 前回のガイドラインから様々な論点の整理がされたところであるが、中身については今後も検討していく必要があるのもある。業界の関係団体との間でより良い方向に向かうよう、1つずつ詰めていくことができればと思う。
- 本業界はフリーランスの方が非常に多い。現在、それに関連する問題が各所で議論されており、その中では下請法の見直しや関係省庁連名のガイドライン策定なども挙がっているところ、今後、本ガイドラインへの影響が気になるところである。
- 優越的地位の濫用は、行為者が自分は不当な行為をしている自覚がなく、また、被害者がよほど腹をくくらないと裁判にまで持ち込まれることは滅多にないところに特徴がある。その点において、今回もガイドラインに事例を積み重ねているが、これは大きな意味があることである。
- 今回著作権の帰属について整理し、類型化したことは大きな成果であるが、この整理表の背後には、従来から今もなおいろいろな議論があるということを忘れてはいけない。 類型化すると、それが独り歩きしてしまうデメリットもあるため、常に原則へ戻ってよく考える、取引当事者間でよく議論する、ということは大事なことである。

以上